

ビルメンテナンス業 事業者 殿

中央労働基準監督署長

## ビルメンテナンス業の災害防止に向けた緊急要請について

当署管内の休業4日以上の労働災害の被災者数は、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきましたが、平成21年の809人を最小として、増加・減少を繰り返し、平成27年においては914人、このうちビルメンテナンス業は113人、全体の12.4%を占めております。

また、死亡災害について、平成27年は15人であり、前年比3人比増加となっており、ビルメンテナンス業においてもロープ高所作業（ブランコ作業）で墜落し1人が亡くなられております。

さらに、本年においても増加傾向が続いており、8月末現在の集計値で被災者数が505人、前年同期の487人に比べて3.8%の増加となっております。とりわけ、ビルメンテナンス業は83人となっており、前年同期の59人に比べて24人、+40.7%と大幅に増加しております。

本年の発生状況を見ると「転倒災害」「墜落・転落災害」の2つの事故の型で全体の約7割を占めている状況にあり、階段を通行中や清掃中に転落や転倒したもの、通路を通行中や清掃中にモノに躓き転倒したものがその多くを占めている状況にあります。

労働災害の原因として、階段や通路周辺の不要物等の整理整頓や汚れ（水、油、ゴミ等）を取り除くといった「4S対策」に不備があったもの、脚立・はしご・ロープ高所作業等において、機材の使用 방법에不備があったものなどがあげられ、安全に対する意識が不足していたことがその背景にあると考えられます。そのほか、若年者をはじめ経験が十分でない労働者に対して効果的な安全衛生教育が実施されているかも確認が必要と考えます。

安心して働くことができる職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。事業者の皆様におかれましては、上記の労働災害増加の背景と併せ、こうした点も考慮いただき、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、下記事項のほか、同封のパンフレットを参考に、貴社の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

### 記

- 1 事業場内の安全衛生管理体制・安全衛生管理計画の構築と安全衛生教育の確実な実施（一人KYや指差し呼称の励行）
- 2 転倒災害の原因となる「滑り」「つまずき」を防止するため、作業場所や通路面の「整理・整頓・清掃・清潔」（4S）の徹底
- 3 「脚立作業」「はしご作業」「ロープ高所作業」における、基本的な作業手順の策定・各器具の適正使用
- 4 雇入れ時教育の徹底を始めとする効果的な安全衛生教育を実施すること

**送付リーフレット一覧表と解説（安全衛生活動を進める上で、参考としてください）**

**1 中央労働基準監督署からのお知らせ（別添）**

中央労働基準監督署の案内と取り組み・災害発生状況、裏面にはビルメンテナンス業で多発している転倒災害と墜落転落災害について災害防止のポイントを記載しています。

貴社で働く社員の方みなさんにお配りいただきたい資料です。

**2 「STOP！転倒災害」（厚生労働省 HP 参照）**

全国的にすべての業種において転倒災害が多く発生していることから、厚生労働省では現在「STOP！転倒災害プロジェクト」を進めております。

**3 「ロープ高所作業」での危険防止のため労働安全衛生規則を改正します。**

**（厚生労働省 HP 参照）**

ビルメンテナンス業で外壁の清掃等に使用するブランコ作業について、本年1月より「ロープ高所作業」と定義し、各種対策について規定しております。

**4 「ラベルでアクション」（厚生労働省 HP 参照）**

危険有害性のある化学物質について、本年6月1日から事業場でリスクアセスメントを行うことが義務付けられました。ビルメンテナンス業においても、清掃作業等で化学物質を使用することがあると思われませんが、製品に記載されている絵表示をもとに、その注意事項を確認して、製品の取り扱い説明書等（データシート）に基づき適切な管理をお願いしております。

**5 「転倒」災害防止のポイント・「腰痛症」予防のポイント（別添）**

ビルメンテナンス業で災害の多い転倒災害について災害防止対策とポイント及び、すべての業種にわたって災害が多い腰痛の予防について、作業姿勢や予防についてまとめたものです。職場に掲示するなど、作業員への周知・活用をお願いします。

**6 「Safe Work TOKYO」について（別添）**

「第12次東京労働局労働災害防止計画」（平成25年度を初年度として平成29年度までの5か年で展開する災害防止計画）で使用しているキャッチフレーズとロゴマークの紹介と説明をしています。

**別紙 第67回全国労働衛生週間（厚生労働省 HP 参照）**

労働者の健康管理や職場環境の改善について、毎年10月1日から7日までを本週間、9月を準備期間として全国的な取り組みとして制定しています。

## 1 中央労働基準監督署について

厚生労働省の出先機関として、労働基準法・労働安全衛生法等の法律に基づき、労働条件の確保・改善の指導、安全衛生の指導、労災保険給付などの業務を行っています。

(管轄地域：千代田区・中央区・文京区)

所在地：112-8573 文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎6・7階

労働災害防止・労働衛生管理について (5803)7382 安全衛生課

## 2 労働災害の現状について

休業4日以上死傷災害について(中央署管内においては増減を繰り返し横ばい状況)

東京全体 9753人(H26) ⇒ 9376人(H27) 377人減少(-3.9%)

中央署管内 937人(H26) ⇒ 914人(H27) 23人減少(-2.5%)

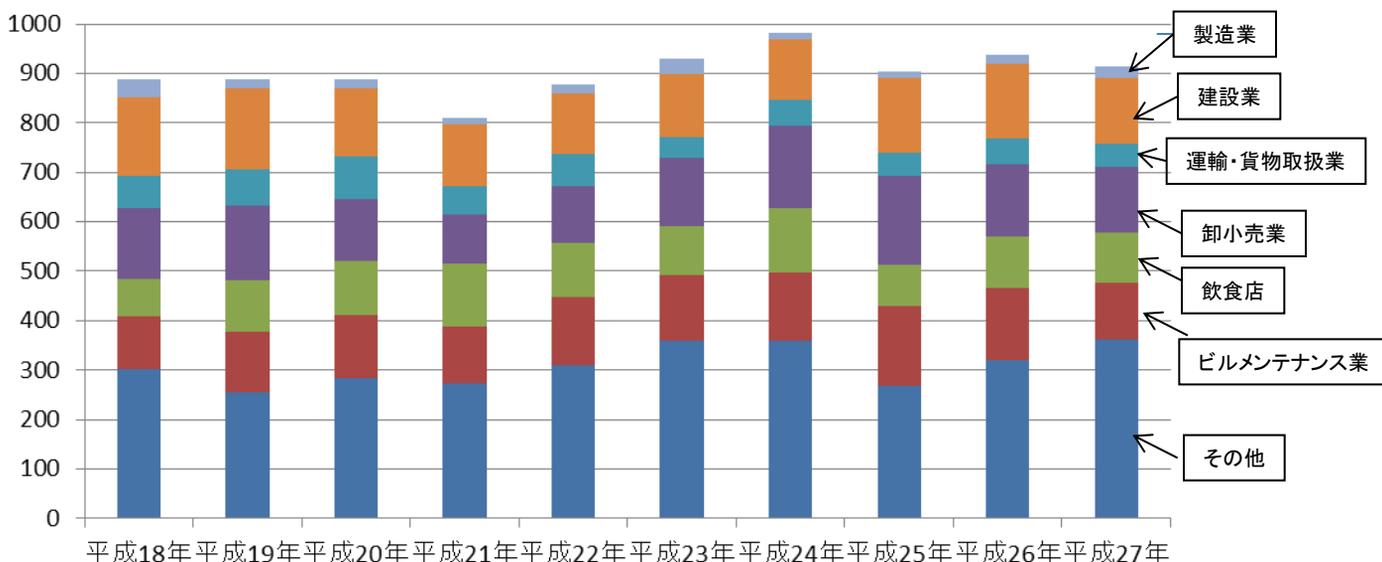
## 3 労働災害防止の取り組みについて

①災害発生率・重篤度の高い建設業の対策

②災害発生率・重篤度は低い総数の多い小売業・ビルメンテナンス業・飲食店の対策

(参考)休業4日以上災害の年別業種別推移(中央署管内)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
その他	303	255	284	273	310	360	359	268	321	363
ビルメンテナンス	106	123	127	116	139	131	139	161	146	113
飲食店	76	104	110	126	109	100	130	84	103	102
卸小売業	143	152	125	100	115	138	167	181	145	133
運輸・貨物取扱	65	72	85	56	64	42	52	46	54	48
建設業	158	163	139	125	123	128	122	152	151	131
製造業	37	18	17	13	18	30	14	11	17	24
合計	888	887	887	809	878	929	983	903	937	914
ビルメンテナンス比率(%)	11.9	13.9	14.3	14.3	15.8	14.1	14.1	17.8	15.6	12.4



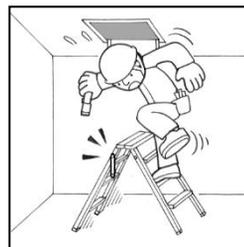
#### 4 どのような災害が多いのか？

### 転倒災害・墜落転落災害 この2つで7割を占める

#### 転倒災害事例

平成26年11月 40歳代 女性 経験3月 休業5日

ホテル客室内において掃除機をかけようとしたところ、掃除機のコードやホースにつまずいて転倒したもの。



#### 転倒災害防止のポイント

「滑り」「つまずき」を防止するため、電気コードを整理する、床の濡れをきちんと拭き取る、通路に置いてある荷物を片付けるなど、「整理・整頓・清掃・清潔」(4S)を徹底する。

※転倒による労働災害の平均休業日数は1か月を越えている。・・・重い災害に結び付くことが多い



#### 墜落・転落災害事例

平成26年9月 70歳代 男性 経験10年以上 休業10週間

室内階段踊り場部分の窓台を踏台脚立に上がって清掃中にバランスを崩して床面に転落したもの。



#### 墜落・転落災害防止のポイント

「脚立」開き止めを確実に使用する。最上部に乗って作業はしない、身を乗り出して作業はしない等、正しい使用方法について周知すること。

「はしご」転位防止措置や脚部の滑動防止措置を確実に行う。

「開口部等」墜落の恐れのある箇所については手すりや覆いを設置し、設置出来ない場合には安全帯などの保護具を確実に使用する。

「高所ロープ作業」ライフラインを設置しロリップ等で安全帯確実に設置する。

上記イラストは厚生労働省職場の安全サイト内より引用しています。

#### 5 安全衛生関係各種情報について

労働災害防止情報について(厚生労働省ホームページ)

安全・衛生に関する主な制度・施策紹介

STOP！転倒災害プロジェクト

安全衛生関係のパンフレット一覧

職場の安全サイト(災害事例等)

「安全・衛生」で検索

「STOP！転倒」で検索

「安全 パンフ」で検索

「職場 安全」で検索

安全・衛生 検索

STOP！転倒 検索

安全 パンフ 検索

職場 パンフ 検索

#### 6 Safe Work TOKYOについて

東京労働局では第12次労働災害防止計画に基づく各種の取組を「首都東京」において、着実に推進するため、「第12次東京労働局労働災害防止計画」(5カ年計画)を策定し、「Safe Work TOKYO」をキャッチフレーズに、「官民一体」となった取組みを推進しています。

Safe Work TOKYO情報について(東京労働局ホームページ)  
「セーフワーク東京」で検索

Safe Work TOKYO ロゴマーク

セーフワーク東京 検索



# 「転倒」災害防止のポイント

## 設備管理面の対策 [4S(整理・整頓・清掃・清潔)]

- ◆歩行場所に物を放置しない
- ◆床面の汚れ(水、油、粉等)を取り除く
- ◆床面の凹凸、段差等の解消

## 転倒しにくい作業方法 [あせらない 急ぐ時ほど 落ち着いて]

- ◆時間に余裕を持って行動
- ◆滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行
- ◆足元が見えにくい状態で作業しない

## その他の対策

- ◆作業に適した靴の着用
- ◆職場の危険マップの作成による危険情報の共有
- ◆転倒危険場所にステッカー等で注意喚起

## 冬期の転倒災害防止対策のポイント

積雪・凍結などの転倒災害に対して

- ◆天気予報に気を配る
- ◆時間に余裕をもって歩行、作業を行う
- ◆駐車場の除雪・融雪は万全に、出入口などに注意する
- ◆職場の危険マップの作成、適切な履物、歩行方法などの教育を行う



ヒートマットの設置例

## ＜靴選びの3つのポイント＞

- ◆防滑性:靴底が滑りにくいこと  
(やわらかいゴム底のものはゴムのすり減りも要確認)
- ◆撥水性・防水性:水分が靴の中に入り込まないこと
- ◆保温性:靴の中を温かく保てること
- ◆このほかにも、靴の重量やバランス・屈曲性・つま先の高さもポイント

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！

「STOP！転倒災害プロジェクト」

STOP！転倒

検索

# 「腰痛症」 予防のポイント

## ■ 作業姿勢、動作（重量物の取り扱い）

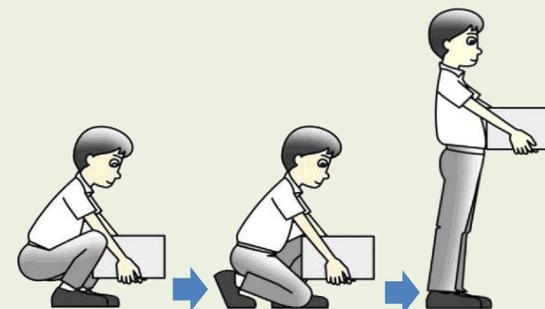
- できるだけ重量物に身体を近づけ、重心を低く。
- [重量物を持ち上げる場合]

片足を少し前に出し膝を曲げ、腰を十分に下ろして重量物を抱え、膝を伸ばして立ち上がる。

重量物を持ち上げるときは、呼吸を整え、腹圧を加えて行うようにする。

- [重量物を持つての移動]

距離は短く、人力での階段昇降は避け



好ましい姿勢



好ましくない姿勢

## ■ 腰痛予防体操

ストレッチを中心とした腰痛予防体操を！



詳細は検索で

職場における腰痛予防対策指針

検索

# ラベルでアクション

～事業場における化学物質管理の促進のために～

◆ ラベル表示の範囲が、640物質まで拡大され、ラベルのある化学品が多く流通。

◆ そこで、「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに取組を促進

◆ 事業者や労働者が化学品のラベルを見たら、アクション

事業者や労働者  
ラベルを見て  
危険有害性に気づく



事業者は

SDSを確認  
SDSがなければ供給  
元に交付を求める

危険有害性に応じた  
リスクアセスメント  
を行う

労働者は

絵表示で  
危険有害性を確認

リスクアセスメントの  
結果をみて対策を行う

◆ 事業者、労働者は危険有害性を正しく認識し、リスク低減措置を確実に実行しましよ  
う

◆ 労働者それぞれがラベルの内容をしっかりと理解できるよう、事業者はラベル教育を行  
いましょう

◆ 化学品を出荷するメーカー、流通会社から、もれなくラベル表示が行われます

厚生労働省では、★電話相談、訪問支援、★労働者の教育促進（資料の提供）、  
★危険有害性情報の伝達促進など、様々な支援を行います。

## 「Safe Work TOKYO」について



「第12次東京労働局労働災害防止計画」においては、すべての関係者が、「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有し、安全や健康のために要するコストへの理解を醸成し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとることが適切に評価される社会を目指すこととしています。

「首都東京」においては、企業本社の集中により、本社の労働災害防止に対する方針を傘下事業場等に浸透させることにより、労働災害防止に向けた意識や労働災害防止活動の全国的な波及が期待できる反面、企業風土が異なる外資系企業の集中や外国人労働者をはじめ、様々な属性や価値観を有する労働者が多数存在するなど、共通認識の形成が困難な側面もあります。

このため、目指すべき社会の実現に向け、誰もがわかりやすく、共感が得られるよう、

### “Safe Work TOKYO”

をキャッチフレーズとして、「安全・安心な首都東京の実現」に向け「官民一体」となった取組を推進することとしています。

Safe Work TOKYO 関連グッズについては、「東京労働局ホームページ」内の



マークをクリックしてください。

<http://tokyo-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/home.html>

関係団体や各事業場においても Safe Work TOKYO ロゴマークの活用により、12次防計画に基づく措置を推進していただき、安全・安心な「首都東京」の実現に御協力いただきますようお願いいたします。

Safe Work TOKYO ロゴマーク



(参考)

※ILO(国際労働機関)においても「Safe Work」の標語のもとに、世界中の労働者の安全衛生に係る活動を行っています。

ILO SafeWork ロゴマーク

